

西東京市保谷庁舎敷地活用事業実施事業者選定委員会設置要領

第1 設置

西東京市保谷庁舎敷地活用事業について、公募型プロポーザル方式により実施する事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、西東京市保谷庁舎敷地活用事業実施事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

選定委員会は、西東京市保谷庁舎敷地活用事業に係る事業者の提案等について、別に定める西東京市保谷庁舎敷地活用事業事業者選定基準等に基づき、公募型プロポーザル方式による選考の審査を行い、最も優秀な提案者及び次点者を選定する。

第3 組織

選定委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 企画部長
 - (2) 総務部長
 - (3) 企画部企画政策課長
 - (4) 総務部総務課長
 - (5) 総務部危機管理課長
 - (6) 健康福祉部健康課長
 - (7) 生活文化スポーツ部文化振興課長
 - (8) 公募市民 3名以内
- 2 選定委員会に委員長と副委員長を置く。
 - 3 委員長は、企画部長をもって充て、副委員長は、総務部長をもって充てる。
 - 4 委員長は、必要があると認めるときは、選定委員の追加、変更等を行うことができる。

第4 委員長及び副委員長の職務

委員長は、選定委員会を主宰し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第5 委員の依頼

第3第1項第8号の委員については、委員長が委員の依頼を行い、それ以外の委員の依頼については、省略するものとする。

第6 会議

選定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第7 関係者の出席

委員長は、必要があると認めたときは、選定委員会の会議に関係者の出席を求め意見等の聴取をすることができる。

第8 庶務

選定委員会の庶務は、企画部公共施設マネジメント課において処理する。

第9 委任

この要領に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年3月10日から施行し、第2に定める所掌事項が完了したときに失効する。